

令和4年度 朝倉市職員の人事異動 (令和4年4月1日付)

※掲載は課長級以上で()内は異動前の職場です。一部所属名を簡略化しています。

問 市人事秘書課(☎ 28-7592)

- 【部長昇任】
 - 保健福祉部長 小川里美(健康課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長)
 - 農林商工部長 上村一成(子ども未来課長兼あさくら“縁”結び課長)
 - 教育部長 時津美穂(ふるさと課長)
- 【部長配置替】
 - 総務部長 平田龍次(議会議務局長)
 - 議会議務局長 池田篤二(教育部長)
- 【部長派遣受入】
 - 農林商工部付部長(豪雨災害対応) 新開栄治(福岡県派遣受入)
- 【課長昇任】
 - 人事秘書課長(選挙管理委員会事務局長併任) 小林泰輝(人事秘書課人事秘書係長)
 - 庁舎・十字公園整備室長 緒方昌義(庁舎・十字公園整備室十字公園整備係長兼庁舎整備係長)
 - 防災交通課長 川上憲司(教育課施設係長)

- ふるさと課長 佐々木陽子(ふるさと課地域振興係長)
- 建設課長 吉岡利憲(建設課土木係長)
- 都市計画課長 末兼一憲(都市計画課住宅係長)
- 文化・生涯学習課長 吉武孝礼(税務課住民税係長)
- 杷木支所長 保坂恭彦(杷木支所長補佐)
- 【課長配置替】
 - 人事秘書課付参事(甘木朝倉広域市町村圏事務組合派遣) 二宮正義(人事秘書課長(選挙管理委員会事務局長併任))
 - 健康課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長 石田竹美(介護サービス課長)
 - 介護サービス課長 仲山英俊(文化・生涯学習課長)
 - 子ども未来課長兼あさくら“縁”結び課長 浦塚武実(防災交通課長)
 - 公共土木施設災害対策室長 井上政司(都市計画課長)
 - 水のまちづくり課長 三浦弘己[人事秘書課付参事(甘木朝倉広域市町村圏事務組合派遣)]

活力あるまちづくりを推進 あさ暮らし 移住・定住支援金

問 申 市ふるさと課(☎ 28-7603)

- 移住支援金(移住1年目)…10万円
- 定住支援金(移住5年目)…世帯は40万円、単身者は20万円
- 申請要件
 - ・朝倉市に転入する直前に、1年以上他の市区町村に在住
 - ・移住支援金の申請時において、転入後1年以内である
 - ・申請者が転入時において45歳未満である
 - ・市内の事業所で勤務している(雇用期間に定めがないものに限る)、市内で開業している、または市の認定農業者 など
- 申請期限…12月28日(水)必着
- ※予算が上限に達し次第終了します。

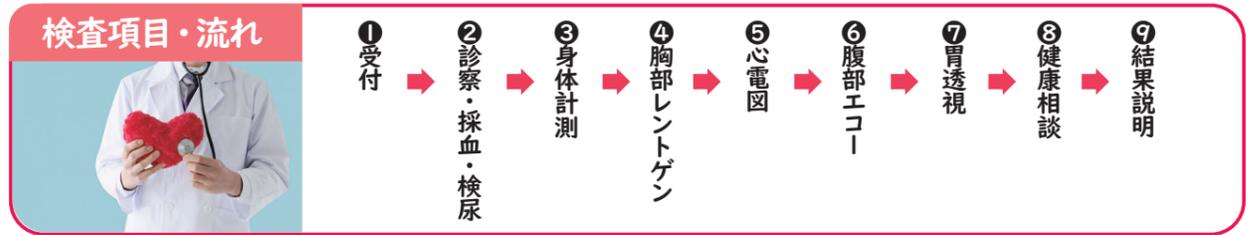
第11回朝倉市の未来予想図 高校生の提言 ワークショップ開催

問 市ふるさと課(☎ 28-7603)

- 高校生の皆さんの柔軟な考え方や感性、視点で、地域活性化のアイデアを提言する「朝倉市の未来予想図(高校生の提言)事業」を実施しています。その事前学習としてワークショップを開催します。
- 日時…5月28日(土)13時～17時
 - 場所…ピーポート甘木 第4・5学習室
 - 内容…SDGs カードゲームでまちづくりを学ぶ
 - 申込方法…メール・郵送
 - ※氏名、学校名、連絡先(住所、電話番号)を明記
 - 申込期限…5月13日(金)

国民の2人に1人が生涯のうちにがんにかかる時代です。 半日の健診 → 毎日の安心

朝倉診療所では、健康維持と増進のため、 半日人間ドック 火 木 金 曜日(完全予約制)を行っています。

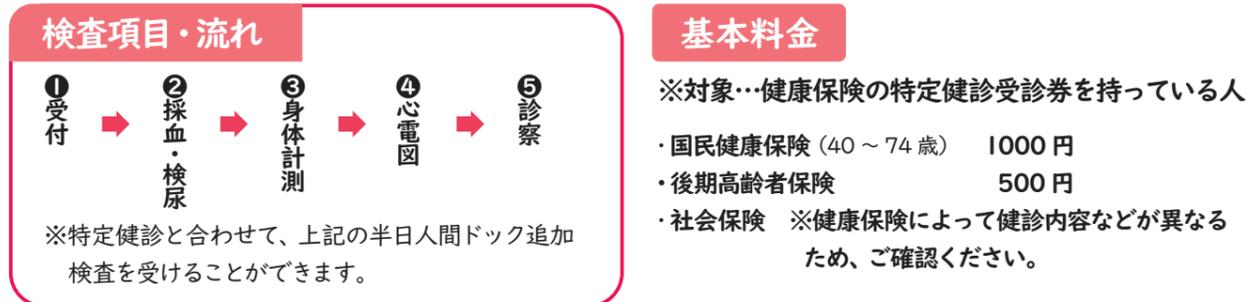


基本料金 ※対象…20歳以上の朝倉市民
 ・国民健康保険(20～74歳) 9000円 ・社会保険 1万1000円 ・後期高齢者保険 8500円

追加検査 ※基本料金に加算されます

腫瘍マーカー(CEA, CA19-9) (主に消化器系のがんを見つける簡易的な検査)	3500円
甲状腺ホルモン検査(TSH, FT4) (甲状腺の病気を見つける検査)	3500円
ペプシノーゲン検査 + ピロリ菌検査 (ペプシノーゲンと胃がんリスクを高めるピロリ菌の感染の検査)	3500円
前立腺がん検査(PSA) (50歳以上)	1000円
胸部CT検査 (肺がんや胸部の小さな異常を見つける検査)	3500円
肺機能検査 (肺活量で肺年齢が分かる検査)	1500円
血管年齢検査 (血管の詰まりや硬さが分かる検査)	1100円
眼底検査 (動脈硬化をみる検査)	1000円
骨粗しょう症検査 (骨密度を測る検査)	800円
肝炎ウイルス検査(HBs抗原, HCV抗体) (40歳以上の未受診者)	500円
内臓脂肪CT検査 (肥満度が分かる検査)	2500円
新型コロナウイルス抗体検査 (新型コロナウイルスワクチン接種後の抗体の量が分かる検査)	4200円

特定健診(完全予約制)も受診できます! ※特定健診は、健康保険を利用した基本的な健診です。



事業所(事業主)向け協会けんぽ健診(完全予約制)も受診できます!

34歳以下、75歳以上の人でも企業健診を行っています。詳細は下記へお問い合わせください。

【申込先】 問 申 朝倉診療所 健康センター (☎ 52-1133)

あなたの声を市政に生かしてみませんか
女性人材リストの
登録者を募集

問 申 市総合政策課男女共同参画推進・青少年係
(☎ 28-7595)

女性人材リストは、市の各種審議会などのメンバー選考や、研修会などの講師選定に役立たせるために活用します。

市の政策や方針決定の場へ女性の意見を反映させるため、さまざまな分野で知識や経験を持つ女性の積極的な登録をお願いします。

■登録要件…20歳以上で、次の両方に該当する女性
・朝倉市内に居住または勤務、もしくは市内の団体に所属
・市政や地域づくりなどに関心がある、または知識や経験を生かしたい

■登録方法…登録票を提出

※登録票は市ホームページからダウンロードできます。

※自薦、他薦は問いませんが、他薦の場合は、▼市ホームページ



あなたが企画する
男女共同参画の講座を
募集

問 申 市総合政策課男女共同参画推進・青少年係
(☎ 28-7595)

性別にかかわらず、誰もが個性豊かに生き生きと暮らしていける社会を目指し、皆さんが企画する男女共同参画講座の開催などを支援します。

■企画テーマ…男女共同参画について市民の関心と理解を深めるもの

■対象…市内に在住・勤務・在学の人を中心とし、事業の企画から準備、実施までの取組が可能な団体やグループ

■応募条件…年度内に事業の実施・報告が完了すること

■応募方法…所定の提案書を提出または郵送

※提案書は市ホームページからダウンロードできます。

■支援内容

①講師の紹介 ②講師謝金(上限1万5000円) ③資料の印刷 ④市の施設や機器の利用

■募集企画数…3企画程度(1団体につき1企画のみ)

■申込期間…通年(先着順)



パブリックコメント
朝倉市第二次国土利用
計画に対する意見を募集

問 申 市都市計画課(☎ 22-1115
toshi@city.asakura.lg.jp)

市土の総合的・計画的な利用を図るために策定しています。

■計画案入手方法

①市ホームページ(「みんなの声」→「パブリックコメント」)

②次の窓口で配布

市都市計画課(本庁2階)、市総合案内(本庁1階)、朝倉・杷木支所市民窓口係(1階)

■募集期間…5月2日(月)～27日(金)(必着)

■提出方法…郵送、メール、FAX、直接持参

※任意の様式に必要事項記入

■必要事項…表題「朝倉市第二次国土利用計画について」、意見、住所、氏名(法人・団体の場合は名称)、電話番号

※提出された書類は返却しません。個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

※寄せられた意見は計画策定の参考とするもので、個別に回答しません。

健康づくりに取り組む
朝倉市健康づくり推進
協議会委員を募集

問 申 市健康課(☎ 22-8571 〒838-0068 甘木198-1
kenkou-zousin@city.asakura.lg.jp)

市民の健康づくりや健康増進計画の推進について検討、提言などを行う委員を募集します。

■対象…次のすべてに該当する人

・市内在住の20歳以上
・市の他の審議会などの委員、議員、職員でない
・平日昼間(年2回程度)に開催する会議に出席できる

■募集人数…2人以内

■任期…2年間[令和4年7月1日～(予定)]

■申込方法…次の①②を持参・郵送・メール

①申込書(所定様式)

※申込用紙は市健康課、朝倉・杷木支所市民窓口係(1階)で配布、市ホームページからもダウンロードできます。

②レポート「市民で取り組む健康づくり」について(800字以内・任意様式)

■申込期限…5月20日(金)

■選考方法…書類審査(結果は、後日郵送で通知)



令和3年度 市体育協会表彰
体育・スポーツの分野で特に活躍された皆さんを表彰

問 市体育協会事務局(市文化・生涯学習課)(☎ 22-2348)

3月20日に市体育協会表彰式が行われました。全国大会出場など優秀な成績を収められた人や長年競技の指導に携わられた人、団体役員を務められた次の皆さんが表彰を受けました(敬称略・順不同)。

【個人表彰の部】

《空道》鶴田響輝(三井高校)、鶴田陸(社会人)

《柔道》松岡尚二郎(甘木中学校)、石井星(帝京大学)

《相撲》立石直暉(甘木中学校)

《バレーボール》窪山拓路(甘木中学校)

《少林寺拳法》杉山奏太(朝倉高校)、杉山琴美(久留米信愛高校)

《ソフトテニス》三笠哲平(大牟田高校)

《剣道》吉野哲志(社会人)、伊藤美沙(社会人)、伊藤来夏(福岡第一高校)、西村遼真・田中翔悟(九州共立大学)



《陸上》西本善喬(社会人)

【団体表彰の部】

《バレーボール》甘木中学校男子バレーボール部

【功労者表彰の部】

《剣道》窪山太郎・窪山道人(立石剣道スポーツ少年団)

《バスケットボール》中村正志(朝倉市バスケットボール協会)

《水泳》師岡榮治(朝倉市水泳協会)

「エコふあみ」で未来の地球を守るバイ!
環境家計簿をつけて
応募してみませんか

問 申 市環境課(☎ 23-1153 kankyo@city.asakura.lg.jp
〒838-0062 堤4-6)

環境家計簿とは、毎月の電気・ガスの使用量をつけ、CO2排出量を算出するものです。普段の生活を見直し、地球や家計にやさしいライフスタイルを実践しましょう。

■環境家計簿入手場所…市環境課、市総合案内(本庁1階)、朝倉・杷木支所市民窓口係(1階)

※福岡県ホームページからもダウンロードできます。

《「エコふあみ」アプリ始めよう》

「エコふあみ」では、電気使用量などを記録したり、アプリに登録された環境スポットを訪れたりすることで、ポイントを貯めると抽選で素敵なプレゼントが当たります。協賛店で割引などの特典を受けることもできます。

《家庭でできる省エネアイデア募集!》

地球温暖化対策のために、不要な照明は消す、エアコンは扇風機と併用するなどの省エネの取組みがあります。このほかにも、皆さんからアイデアを募集します。良いアイデアは、市広報紙、市ホームページなどで紹介する予定です。

■申込方法…郵送・メール

※氏名、住所、連絡先、アイデアを記載



▲福岡県ホームページでアプリダウンロード

九州地区スポーツ
推進委員功労者表彰

問 市文化・生涯学習課(☎ 22-2348)

北筑後地区の経験年数15年以上等の基準を満たす委員の中から表彰を受けました(敬称略)。

■被表彰者…渡邊優子(甘木地区)



令和3年度 市衛生連合会表彰
環境衛生の功労者を
表彰

問 市環境課(☎ 23-1153)

3月24日に表彰式が行われ、公衆衛生の向上などに特に功績のあった人が表彰を受けました(敬称略)。

■被表彰者…國松豊(福田地区)



新築や建替、宅地内の漏水の際に
水道工事は市指定店へ

問 市上下水道課(☎ 22-1122)

給水装置の工事や漏水修理(蛇口やパッキンの取替を除く)は、市水道給水装置工事業業者(指定店)以外は施工できません。

【こんなときは指定店へ】

- ・新築や建て替えをする
- ・建物を取り壊す
- ・水道を増設する
- ・水道管を修繕する
- ・水道メーターの口径を変更する
- ・宅地内の漏水を発見した

工事や修理の依頼の際には、必ずご確認ください。
※指定店でない場合は、漏水による減免申請ができない場合があります。

▼指定店の一覧は市ホームページで確認できます



令和4年度
**Jアラート全国一斉
情報伝達放送テスト**

問 市防災交通課(☎ 28-7554)

Jアラートでの情報伝達における不具合発生の抑制を目的とした全国一斉の作動テストです。当日は、同報系防災行政無線などで自動放送が行われます。

■期日

- ① 5月18日(水) ② 8月10日(水) ③ 11月16日(水)
- ④ 2月15日(水)

■時間…11時～

■放送内容

(上りチャイム)
⇒「これは、Jアラートのテストです」×3回
⇒「こちらは、防災朝倉市役所です」
⇒(下りチャイム)
※中止となる場合があります。
※Jアラートとは、地震・津波、武力攻撃などの緊急時に、人工衛星などを經由して瞬時に情報を伝達するシステムです。

障がいがある人へ
障害者手帳等による軽自動車税(種別割)の減免

問 市税務課(☎ 28-7562)

身体・知的・精神に障がいのある人が所有、またはその家族が身体障がい者等のために利用する軽自動車は、障がいの部位や程度によって軽自動車税(種別割)が減免される制度があります。

ただし、減免は障がい者1人に対し普通自動車を含めて1台限りです。普通自動車が減免対象となっている場合、軽自動車税(種別割)は減免できません。

■減免対象となる軽自動車

①身体等に障がいがあり、日常生活で歩行が困難な人が所有するもの

※所有者が、身体障がい者等と生計を一緒にしている場合を含む(対象となる障がいの程度で異なる)

②もっぱら身体障がい者のために利用する車いすの昇降装置や固定装置、浴槽を装着した特別仕様または同種の構造変更を加えたもの

■必要なもの

- ・身体障害者手帳や戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など(①の場合のみ)
- ・車の構造が分かるパンフレットや写真など(②の場合のみ)

- ・車を運転する人の運転免許証
- ・車検証(コピー可)
- ・納税義務者の個人番号が分かるもの(個人番号カードなど)
- ・軽自動車税(種別割)納税通知書

※代理人が申請する場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

■申請期間

5月2日(月)～31日(火)(土・日・祝日を除く)

■申請先

市税務課(本庁1階)、朝倉支所市民窓口係(1階)、杷木支所市民窓口係(1階)

※令和3年度に減免を受けた人には、納税通知書と一緒に申請書を郵送します。引き続き減免を申請する人は、郵送でも受け付けます(期間内必着)。



令和4年度
**土づくり事業費補助金
(たい肥購入費助成)**

問 市農業振興課(☎ 52-1427)

市内農業者を対象に、市内の農地(10a以上)に使う成熟たい肥購入費を助成します(予算内に限る)。

■対象作物・量(10a当たり)

- ①果樹(ぶどう・梨・桃・柿・栗・いちじく・すもも・キウイフルーツ・柚子・かぼす・酢橘・梅/重量200kg超～2000kg)
- ②野菜/重量400kg超～3000kg
- ③植木など(植木・苗木・花き茶/重量400kg超～3000kg)

■補助率…補助対象たい肥購入費の1/2以内
※単価は、朝倉堆肥センター万能堆肥を上限とする。
※産地緊急支援事業など(国・県の事業)により、たい肥を購入した農地は対象になりません。

■対象たい肥

市内で生産かつ販売された成熟たい肥(令和5年2月末までに購入し、3月末までに施肥するものに限る)
※申請受付については、12月ごろお知らせします。

平成29年7月九州北部豪雨で農業用機械や施設が被災した人へ
農業機械・施設災害復旧を支援します

問 市農業振興課(☎ 28-7863)

平成29年7月九州北部豪雨災害により被害を受けた農業用機械・施設の修繕・再取得などについて、農業用機械等を導入し、農業経営の再開・維持に取り組む場合、県の事業により支援を行います。

■補助対象…「農業用機械・施設が被災した旨の証明を受けた農業者」のうち、次のいずれかを満たす農業者
・令和3年度以降に農地が復旧(復旧見込み含む)し、営農を再開・維持する農業者
・耕作農地が、区画整理型復旧地域の農業者

■補助内容

- ①被災した農業用機械の修繕・再取得(トラクター、コンバイン、田植機、SSなど)
 - ②被災した農業用施設の修繕・再取得[農業用ハウス、付帯施設(かん水施設、加温機)、果樹棚など]
- ※施設移設は被災した土地での再建が困難な場合に限る

■補助率

①農業用機械の修繕・再取得に必要な事業費(消費税抜)の5/10以内

あなたの声を農政に
**朝倉市農林行政
審議会委員を募集**

問 市農業振興課(☎ 52-1427 〒838-1398 宮野 2046-1 FAX 52-1510 nousin@city.asakura.lg.jp)

「朝倉市食料・農業・農村基本計画」について協議、提言などを行う委員を募集します。

■対象

市内在住または勤務で、年間2回程度の会議に出席できる人

■募集人数…2人程度

■任期…令和4年7月29日～令和6年7月28日

■申込方法…持参・郵送・メール・FAX

※任意様式に、住所・氏名・性別・生年月日・職業・電話番号・「農業に関する考え」(400字以内)を記載

■申込期限…5月27日(金)

■選考方法…書類審査(結果は、後日郵送で通知)

②農業用施設の修繕・再取得に必要な事業費(消費税抜)の8/10以内
※要件を満たす場合に限り、事業申請や交付決定前に事業に着手することができます。

■受付日時

6月2日(木)・3日(金)・6日(月)・7日(火)

※予備日は8日(水)・9日(木)

※新型コロナウイルス感染防止のため、事前予約制で受付します。予約の際は、希望日と①～⑤の時間帯をお伝えください。

- ① 9時～10時30分 ② 10時30分～12時 ③ 12時～13時30分 ④ 13時30分～15時 ⑤ 15時～16時30分

■受付場所…市役所朝倉支所 101 会議室

■必要なもの

見積書、再取得する機械、付帯施設のカatalog、営農状況が分かる書類(青色申告書、決算書など)



**現況届の提出が原則不要に
児童手当の制度が
一部変更**

問 市子ども未来課(☎ 28-7568)

【児童手当・特例給付現況届の提出が原則不要に】

次に該当する人は提出が必要です。現況届の提出が必要な人は、例年通り提出依頼を郵送します。

- ・離婚協議中で配偶者と別居している
- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる

- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない
- ・法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- ・市が状況を確認する必要があると判断した

※次の変更事項があった人は速やかに届出を

- ・市外に住民票のある配偶者や児童の住所が変わった
- ・婚姻などで一緒に児童を養育する配偶者などがいる
- ・離婚などで一緒に児童を養育していた配偶者がいなくなった
- ・児童を養育しなくなったなどで支給対象児童がいなくなった
- ・受給者が加入する年金が変わった
- ・受給者や配偶者が公務員になった

【所得が基準額以上の世帯は児童手当等が不支給に】

所得が「所得制限限度額」以上の場合は、児童手当が特例給付(児童1人につき5000円)になり、「所得上限限度額」以上の場合は特例給付が支給されなくなります。

一度特例給付が支給されなくなったあと、所得上限限度額未満となった場合は、再度認定請求が必要です。



**民生委員・児童委員の活動にご協力を
5月12日は
「民生委員・児童委員の日」**

問 市民生委員児童委員協議会事務局(市福祉事務所)
(☎ 28-7553)

民生委員・児童委員は、住民の皆さんの最も身近な相談相手です。皆さんに民生委員・児童委員について理解を深めてもらい、信頼関係を築いていくために、民生委員・児童委員の日を中心とする活動強化週間(5月12日～18日)のほか、随時訪問などの活動を実施しています。

市ホームページで活動の様子などを掲載しています。この機会にぜひ活動について関心を持ち、ご理解とご協力をお願いします。



**国民健康保険加入者へ
人間ドックの一部として
特定健診が受診できます**

問 市健康課(☎ 22-0399)

市指定の医療機関で人間ドックを受診した場合、特定健診分の費用(自己負担金は除く)を市が負担します。

【特定健診と人間ドック等を同時受診した場合】

人間ドック等費用	
市負担(7250円)	人間ドック等費用 自己負担(医療機関により異なります)

- 対象…40歳～74歳の国民健康保険加入者
- 受診期間…5月1日(日)～令和5年2月28日(火)
- 実施場所…指定医療機関(表のとおり)
- 申込方法…人間ドック申込時に、特定健診の同時受診を希望する旨を医療機関に伝えてください。

【医療機関一覧】

医療機関名	住所	電話番号
朝倉医師会病院	来春 422-1	28-7067
朝倉健生病院	甘木 151-4	22-5511
甘木中央病院	甘木 667	22-5550
嶋田病院	小郡市小郡 217-1	0942-72-2375
田主丸中央病院	久留米市田主丸町 益生田 892	0943-72-2727
久留米総合病院	久留米市榎原町 21	0942-33-1211
聖マリアヘルスケアセンター	久留米市津福本町 448-5	0942-36-0721
新古賀クリニック	久留米市天神町 106-1	0942-35-3170

※詳しい受診方法などは、各医療機関にお問い合わせください。

**活動にご協力を
5月は赤十字運動月間**

問 日本赤十字社朝倉市地区(市福祉事務所)
(☎ 28-7551)

日本赤十字社は、災害救護活動や医療・血液(献血)・社会福祉・国際救援事業などを行っています。これらの活動は、赤十字の理念に賛同する「会員」や「協力会員」などから寄せられる活動資金によって賄われています。

市では、各地区役員や女性の会などの協力を得ながら、各地域の実情に合わせ、年間を通して協力会員の募集に取り組んでいます。皆さんの協力をお願いします。

**令和4年度
国民健康保険税の概要**

問 市保険年金課(☎ 28-7558)

令和4年度の国民健康保険(以下、国保)納税通知書は7月上旬に送付します。納期は、7月～3月の年9回です。また、年金天引き(特別徴収)の納期は、年金支給月(偶数月)の計6回です。

【医療分、後期高齢者支援分の課税限度額が改定】

4月1日から、次のように改定されました。

医療分	後期高齢者医療分	介護分
65万円	20万円	17万円

【未就学児は均等割保険税の5割軽減が適用】

子育て世帯への経済的負担減のため、未就学児は一律に均等割保険税の5割軽減が適用されます。また、低所得者軽減の適用がある場合には、当該軽減後の被保険者均等割を5割減額します。

【減免・軽減など】

- ・旧被扶養者減免制度
被用者保険(社会保険、共済等)の人が後期高齢者医療被保険者となり、65歳以上の被扶養者が、国保に加入した場合、申請により税額が減免されます。
- ・非自発的離職者の軽減措置
倒産・解雇、雇い止めなどを理由に65歳未満で離職し、国保に加入した人は、申請により国保の算定時に給与所得

**国民健康保険・後期高齢者医療加入者へ
はり・きゅう施術費の助成**

問 市保険年金課(☎ 28-7558)

市指定の施術者からはり・きゅうの施術を受けたとき、費用の一部を助成します。助成には、はり・きゅう手帳交付の申請が必要です。

- 申請先
市保険年金課(本庁1階)、朝倉・杷木支所市民窓口係(1階)
- 必要なもの
保険証、はり・きゅう手帳(令和3年度に交付されていた人のみ)
- 助成額(上限)
施術1回につき1術(はりまたはきゅう)で1300円、2術(はりときゅう)で1600円
- 助成回数…1日につき1回(1月10回、年度ごとに72回を上限)

得を30/100とする軽減措置が行われます。

【年金からの天引き(特別徴収)】

65～74歳の人のみが国保に加入している世帯は、原則として世帯主の年金から国保税が特別徴収されます。なお、国保税を完納している人は、手続きにより口座振替に変更できます。

【所得の申告を忘れずに】

国保税は、前年中の所得で計算されます。所得がない場合でも、申告をしないと適正な税額計算ができないだけでなく、軽減などの適用が受けられない場合があります。

【国保税は世帯主に課税】

世帯主が職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入していても、世帯に1人でも国保加入者がいれば、世帯主宛に納税通知書等を送付します。

【医療費通知を送付】

医療費負担の仕組みや健康への理解を深めてもらうため、奇数月に医療費通知を送付しています。また、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用できますので大切に保管してください。医療費控除の対象となる支出で、医療費通知に記載がない場合は、別途領収書で医療費控除の明細書を作成し、申告書に添付する必要があります。

【市はり・きゅう施術助成指定施術所一覧】

施術所名称	住所	電話番号
あい鍼灸整骨院	甘木 192-9	28-7676
秋山鍼灸院	小田 1806-2	24-3680
小西鍼灸院	鶴木 341-2	22-5705
仁友鍼灸院	甘木 1813-4	22-3351
杉山はり灸・マッサージ治療院	来春 34-1 102号	21-0200
トータルケア鍼灸整骨院	柿原 962-1	23-9516
中寺鍼灸マッサージ院	甘木 1478-1	24-3645
はり灸・リハビリ・リトメントサロン 田中家+	須川 2650	080-1707-6714
ひらい鍼灸整骨院	小田 1308-1	24-3484
安川治療院	千手 767-8	24-8811

(令和4年3月31日現在・50音順)